

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会（第60回）議事録

日 時 令和5年9月29日（金）14:00～15:42

場 所 永田町合同庁舎7階 特別会議室

出席者 （委員） 藤村委員長、岩崎委員長代理、工藤委員、久保委員
（関係府省庁）総務省消防庁消防・救急課救急企画室 飯田救急専門官
財務省主税局税制第二課 安掛課長補佐
農林水産省畜産局競馬監督課 水野課長
農林水産省畜産局競馬監督課 植田課長補佐
文部科学省大臣官房 前田企画官
文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当） 田中参事官
文部科学省高等教育局私学部私学行政課 神山課長
（事務局）内閣府地方創生推進事務局 安楽岡審議官、曾我参事官、
矢野参事官補佐

1. 開会

（曾我参事官）委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、第60回「評価・調査委員会」を開催させていただきます。

（安楽岡審議官）改めまして、内閣府の特区担当の審議官をしております安楽岡と申します。

本日は、大変お忙しい中、御参加いただきまして本当にありがとうございます。

特区は、御承知のとおり、3つ制度がございます。一番新しいのは国家戦略特区ということでございますけれども、御承知のとおり、構造改革特区は2002年にできた非常に歴史の古い特区制度です。また、総合特区、国家戦略特区は地域の指定がありますが、構造改革特区の場合には全国の自治体がそれぞれの発意に基づいて全国で利用できる制度ということで、全国で約450の計画認定がされており、非常に波及効果の大きい制度と考えています。

本日は5つの特例措置について今後評価いただくための在り方の御検討をいただくと承知しております。これからも構造特区をできるだけ意義のある形で進めていくとともに、特例措置の全国展開をいかに進めていくのか、大変重要な御審議であると思います。何とぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

2. 令和5年度の評価について

「救急隊の編成基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業（特例措置番号413）」
○特例措置番号413「救急隊の編成基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業」
について、事務局及び関係府省庁より説明がなされた後、委員の質疑応答が行われた。

<事務局説明>

資料 2-1 ①、③ に基づき説明を行った。

<関係府省庁説明>

資料 2-1 ② に基づき説明を行った。

(藤村委員長) それでは、議事次第に沿って進めていきたいと思えます。

議事次第 2 の「令和 5 年度の評価について」ですが、まず特例措置番号 413「救急隊の編成基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業」についてです。

事務局より説明をお願いいたします。

(曾我参事官) かしこまりました。

資料 2-1 を御覧いただきたいと思えます。

資料 2-1 の表紙を 1 枚おめくりいただきますと、ポンチ絵がございます。

救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業(413)でございます。

これまでというところに現行法の説明がございます。救急隊は、救急自動車 1 台及び救急隊員 3 人以上をもって編成しなければならないというのがこれまでの現行でございます。

関係法令等といたしましては、消防法施行令、消防法施行規則がございます。

取り巻く環境の変化といたしましては、救急隊の出動件数が増加傾向にある中、軽症事案を取り扱い中に同一地域で発生した重篤な事案に対して救急救命処置の開始が遅れるなどの事例が発生しております。

黄色い枠組みの中に特例措置の内容の記載がございます。そこで、緊急度・重症度が著しく低い場合には、救急自動車 1 台及び救急隊員 2 人により救急隊を編成することができるという特例でございます。括弧書きの中でございますけれども、限られた人員の中で救急需要に対応できる体制の構築が期待でき、重症・重篤な疾病者に対する現場到着時間を短縮し、救命率の向上が図られるという目的がございます。

主な要件につきましては、緑色の四角の中に記載がございます。以下の措置等を行える体制が確立されていることということで、救急通報受信時における傷病者の緊急度・重症度の適切な識別、救急自動車 1 台及び救急隊員 2 人により出動し、救急現場において不測の事態が生じた場合に、あらかじめ定めた基準及び要領に基づく 3 人以上の救急隊員による速やかな措置、通信指令管制業務を行う施設に常駐する医師による通信指令員及び救急隊員に対する指導または助言というものでございます。

認定件数につきましては、令和 5 年 8 月末現在で 1 件ということで、右下でございますけれども、横浜市が平成 20 年 3 月に認定を受けて実施しております。

以上でございます。

(藤村委員長) どうもありがとうございました。

続きまして、当該特例措置の所管省庁であります総務省より説明をいただきたいと思

ます。

まず初めに、①そもそもの規制の内容、②なぜそのような規制が必要なのか、③現在認められている特例措置における要件の考え方、④全国展開する場合、懸念される事項は何か、以上4点について御説明をいただきたいと思います。その上で、今回、実施自治体、事業者宛てにどのような調査をお考えか、説明をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

(総務省飯田救急専門官) 消防庁救急企画室の飯田と申します。本日はどうぞよろしくお願いたします。

まず、①そもそもの規制の内容につきまして御説明いたします。事務局様のほうからも御説明があったところではございますが、救急隊の編成基準といたしまして、消防法施行令第44条におきまして救急隊は救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって編成すると定めてございます。ただし、総務省令で定める場合には、救急自動車1台及び救急隊員2名をもって編成することができる特例的な場合も定めてございます。具体的には、救急隊員2名に加えて、過疎地における准救急隊員、転院搬送時における医療従事者が同乗した場合などでございます。

②なぜこのような規制が必要なのかというところでございますが、事務局様のほうからマクロな救急業務に対する本特例措置の意義を御説明いただいたところでございますが、救急搬送におきまして、救急自動車の運転、緊急走行時における安全確認、傷病者の応急処置に関わる人員確保がそれぞれ常日頃から必要でございます。さらに、傷病者の病状が急変した場合に2名以上で応急処置を行う必要がある場合も想定されることから、このような場合においては、安全確認の要員1名を臨機応変にそちらに充てることで救急業務を行っております。そのため、2名体制となりますと、緊急走行時の交通安全及び傷病者の処置に関して出動時からマンパワーが多少劣るということになり、それぞれについてリスクが高まるため、全国的には原則として救急隊員3名体制による編成を求めています。

そこで、現在認められている特例措置における要件でございますが、条件1につきましては、傷病者の病状が急変した場合にマンパワーが不足するリスクを最小限に抑えるために、医学的基準を基に策定した緊急度判定の体制及び出動前において2名体制で十分に安全な対応ができることを確認するために条件を求めています。

条件2につきまして、救急隊が実際に出動して、出動指令段階では把握困難であった現場の状況や傷病者の病状及び時間経過に伴う状況変化など、不測の事態が発生した場合に十分な安全な対応ができるよう、リカバリーするための措置として求めています。

条件3、医師の常駐を求めていますのは、特に傷病者の病状が急変した場合に、少ない人数で緊急処置を行うのが適切であるか、緊急で3名体制の応援を求めべきか等、医学的な観点から専門的な助言を受けるために求めています。

④全国展開する場合、懸念される事項でございますが、ただいま御説明いたしましたとおり、現時点、救急隊員2名のみによる出動は特例的にも認められていない状況にあり、

緊急走行時における安全確認、傷病者の応急処置に関わる人員確保が十分になされるのか、救急隊の運用面や傷病者の病状の医学的評価の観点から検証する必要があります。これらに関わる懸念されるリスクについて、制度の導入自体は地域ごとの判断であるかと存じますが、国の一制度に位置づける場合、全国的にも一定のコンセンサスが得られるかは確認が必要と考えてございます。

これを踏まえてどのような調査を計画しているかでございますが、資料のほうを御覧いただきまして、簡潔に御説明いたします。

まず、質問1、2で本制度に関して運用地域の実情を大ざっぱに把握いたします。質問3では出動に至った件数、搬送に至った人員数をデータとして収集いたします。及びこれらの件数が少ない理由については、質問4で回答を求めております。質問5につきましては、それぞれ出動指令の段階あるいは現場に到着した段階で2名体制の対応が不相当であるとされる件数を調査しております。質問6、7ではなぜそのように判断したのかということを具体的に問うております。質問8におきましては、それら以外の要因で2名出動とするために望まれる条件を具体的に聞いております。質問9については、その他の改善点、課題等について聞いております。

消防庁からの御説明は以上でございます。

(藤村委員長) どうもありがとうございました。

では、引き続き、事務局より当該特例措置に関わる調査票の説明をお願いいたします。

(曾我参事官) 承知しました。

資料2-1の9ページを御覧いただきたいと思います。

紙の頭に③評価・調査委員会の調査票案と記載がございます。そちらの「3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認すべき点」というところを御説明させていただきたいと思っております。2つ項目がございまして、1点目が本特例措置の活用により地域活性化につながる社会的経済的効果(救急自動車の適正利用・救急車両整備費用の削減)、2点目としまして2名体制で出動するための安全対策(コールトリアージの実施・不測の事態に備え3人以上の救急隊員による出動体制の整備・通信指令管制業務を行う施設に医師を配備する体制整備)の要件に関する内容、こういった内容で今回調査をしようということで案として御用意させていただきました。

以上でございます。

(藤村委員長) どうもありがとうございます。

これから御議論いただきたい点は、今回調査をするに当たってこういう調査項目でいいかどうか。そこを中心に御議論いただきたいと思っております。ただ、その前提として、もう少しこの辺を質問したいということがあれば、委員の皆さんからお出しいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

よろしいですか。

実際に横浜市だけで運用されているようで、それを調べてさらにこれからどうするかと

いうことをこの場でも検討していく必要があるかと思えます。

それでは、今回お示しいただきました調査内容で調査をいただくようお願いをしたいと思います。

特例措置番号413については以上といたします。

では、総務省の方は退席をお願いいたします。どうもありがとうございました。

(総務省退室、財務省入室)

「特産酒類の製造事業（特例措置番号709（710，711））」

○特例措置番号709（710，711）「特産酒類の製造事業」について、事務局及び関係府省庁より説明がなされた後、委員の質疑応答が行われた。

<事務局説明>

資料2-2 ①、③ に基づき説明を行った。

<関係府省庁説明>

資料2-2 ② に基づき説明を行った。

(藤村委員長)では、続きまして、特例措置番号709、710と711も関連します。「特産酒類の製造事業」について、事務局より説明をお願いいたします。

(曾我参事官)承知いたしました。

内閣府の参事官の曾我と申します。よろしくをお願いいたします。

資料2-2の表紙を1枚おめくりいただきますと、1ページ目に概要がございますので、こちらに基づいてお話をさせていただきます。

特産酒類の製造事業（特例措置番号709（710、711））ということで、今回評価の対象となるのは711でございます。

これまでというところで、現行制について記載がございますので、紹介させていただきます。酒類を製造しようとする者は、酒類の品目別・製造場ごとに、その製造場の所在地を所轄する税務署長の製造免許を受けなければならない。製造免許の要件の一つとして、製造免許を受けた後1年間に製造しようとする酒類の見込数量が一定の数量に達しない場合は免許を受けることができないという最低製造数量基準が現行制ではございます。

関係法令等としましては酒税法がございます。

取り巻く環境の変化といたしましては、地域ブランドの果実酒等の販売を通じて、交流人口の拡大や地域農産物の利用拡大を図りたいという要請が増大してきたということがございます。

下の黄色い囲みに特例措置の内容の記載がございます。地域の特産物である農産物等原料とした単式蒸留焼酎、原料用アルコールを製造するため、特産酒類の製造免許を申請した場合には、最低製造数量基準を単式蒸留焼酎または原料アルコールにあつては適用除外

とするというものでございます。

主な要件といたしましては2つ挙げております。地方公共団体が構造改革特区内において生産される農産物等であって地方公共団体の長が特産物として指定したものをを用いた特産酒類の製造を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて総理大臣の認定を申請し、その認定を受けること。当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において、地方公共団体の長が地域の特産物として指定した農産物等を原料として特産酒類を製造することということで、認定件数としましては、この資料上は709、710をまとめて131、127という件数は上がっておりますけれども、711に関しましては現在5件の実施ということでございます。⑥規制の特例措置を適用した特区計画の一覧ということで、7つの自治体の計画を記載してございますけれども、2番と5番についてはまだ事業を実施しておりませんので、現在5件の実施自治体がございます。

現状、こういった形になってございます。以上でございます。

(藤村委員長) どうもありがとうございました。

続きまして、当該特例措置の所管省庁であります財務省より説明をお願いいたします。まず初めに、①そもそもの規制の内容、②なぜそのような規制が必要なのか、③現在認められている特例措置における要件の考え方、④全国展開する場合等、懸念される事項は何かについて御説明をいただきたいと思っております。その上で、今回、実施自治体、事業者宛てにどのような調査をお考えか、そこの説明もお願いいたします。

(財務省安掛課長補佐) 承知しました。

税制第二課の安掛でございます。どうぞよろしく願いいたします。

そうしましたら、今、お尋ねがございましたとおり、順番に御説明させていただこうと思っております。

まず、そもそもの規制の内容というところでございますけれども、酒税法におきましては、酒税の適正かつ確実な課税を確保する観点から、酒の製造につきまして、酒の品目ごとに、また、製造場ごとに免許を受けることとされておりまして、これはまさに酒税の適正かつ確実な確保の観点からでございます。また、酒税は製造者の所得の有無にかかわらずに納税する必要がありますので、採算性が取れるか否かといった観点から、今申し上げた製造免許の要件の一つとして、最低製造数量基準と申しますが、免許後1年間の製造見込数量に最低限度を設けているところでございます。こうした仕組みによりまして、製造場ごとに免許を受ける仕組みでございますので、免許者が把握できることによりまして、税務執行において税務署等がきちんと相手を確認することができるということと、2つ目として、最低製造数量基準を設けることによりまして、酒類製造者が納税すべき酒税、それから、人件費ですとか製造設備のコストといったものの確実な回収につながると思われる製造規模を確保するという狙いを狙っているところでございます。

この特例措置の要件というところになりますけれども、ここにも主な要件で書いていた

だいているとおりでございますが、こちらはまさに地域活性化に資するかどうかという観点からの要件でございますが、2つ目でございますけれども、特産物を使うとありますので、地域の特色を生かした原料を使うことで、そういった製造を行うことで地方創生の推進につながるのではないかとこの考え方からこういった要件が設けられているところでございます。

これ以外に酒税の保全の観点からの要件も別途設けられておまして、今回対象となっております単式蒸留焼酎とか原料用アルコールというところでございますけれども、こういったところにつきましては、今般の特例では最低製造数量基準というのを適用しないという特例でございますけれども、その代わりというか、別途の方法で、酒税の保全を図るという観点から、例えば単式蒸留焼酎につきましては製造数量の上限を設けることで、それ以外に焼酎を作っておられる方がたくさんおられますので、そういった酒の市場全体の需給に影響を与えないようにするという観点、それから、原料用アルコールにつきましては、もともと単式蒸留焼酎の免許を有している者を対象にしているということと、その生産過程でできる副次的なものというのがこの原料用アルコールの部分でございますけれども、そういったものを対象としていますし、また、提供場所などを限定することによりまして、製造とか販売におけるコストというのをなるべく抑えられるような要件をかけることによりまして、全体として酒税の保全を図っているところでございます。

全国展開の見解というところになってまいりますけれども、どういうふうに全国展開するのかというところにもよりますが、単純にこの最低製造数量要件を全国的に緩和することとなりますと、特区であるからこその集客効果というか、ここに行けばこれが楽しめるのだといった集客効果というか政策効果というところが損なわれてしまうのではないかとこの点とともに、小規模の製造者がたくさん出てくるということになりますと、採算性の問題ですとか酒税の保全上の問題、それから、当然ながら税務手続が必要になりますので、納税、申告義務の適切な履行、税務執行コストの増大等も考えられますので、酒税の確実な課税を確保するための免許制度ということを考えますと、慎重に検討する必要があるのではないかなと考えております。

他方で、政策効果という点につきましては、これも内閣府のほうから要望を受けて措置されたものでもございますので、関係する省庁においてもそういった政策効果についての検証も必要であろうと思っております。

本件の今回の調査でございますけれども、これも当然ながら特区の基本方針におきまして定められた方針に基づきまして、この特例措置による弊害の発生の有無を確認することになっておりますので、特例適用対象者につきまして納税、申告義務の不履行等の法令違反があるのかどうか、それから、記帳義務等が適正に履行されているかどうか、申告内容が適正か、納税が適正に行われているかといった調査を行うとともに、この特例の創設に伴いまして、特区内において例えば特例適用者以外の者による免許製造とか、そういったことが行われていないかを確認したいと考えております。

以上でございます。

(藤村委員長) 分かりました。ありがとうございます。

では、引き続き、事務局より当該特例措置に関わる調査票の説明をお願いいたします。
(曾我参事官) 承知しました。

資料2-2の8ページを御覧いただきたいと思います。

③評価・調査委員会の調査票案という見出しが記載された資料でございます。

「3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認すべき点」について御紹介させていただきます。2つ項目がございまして、本特例措置の活用実績(製造事業者数、製造施設、製造数量等)、本特例措置の活用による経済的社会的効果(雇用の創出、産業への波及、住民のまちづくりへの取組意識の向上等)の発現を確認する。2つ目が本特例措置の活用により弊害(記帳義務、納税申告義務の不履行等)が生じていないかを確認する。こういった内容になった案を用意いたしました。

以上でございます。

(藤村委員長) ありがとうございます。

では、この件について意見交換をしていきたいと思っております。いかがでしょうか。

財務省としては、このタイプがこれから増えていくと見ていらっしゃるでしょうか。あるいはそうでもないか、その辺はいかがですか。

(財務省安掛課長補佐) 今回の対象とされているのが特産酒類というところでございまして、その適用件数自体が、実は執行を国税庁でやっておりますので、細かな数字は把握しておりませんが、制度導入後、急激に増えているとかということでもなく、安定した適用実態状況というところでございまして、急激に増えていくというところはなかなか考えにくいのかなとは思っておりますが、他方で、地域活性化の意義があるのであれば、有効に活用していただきたいとは思っております。

他方で、今回調査をさせていただく形になりますけれども、税務上の問題がないかだけは、さすがに他の酒類製造者ですとか酒税を負担いただく消費者の皆様の信頼という意味でも、適正な課税や納税申告が行われているかどうかにつきましてはきちんと確認をさせていただきたいと思っております。

(藤村委員長) 分かりました。ありがとうございます。どうぞ。

(岩崎委員)

地域の活性化において地域間競争が特になく、地域それぞれが特色を主張するのであれば、この制度を広範に普及させた場合でも、地域で同じ内容になることはないのではないかと思います。この点をどうお考えかということが1点目です。

2点目は、量的拡大をしていないということであれば、このような制度を使う場所は特定できるので、納税の適正化はそう難しいことではないように感じられるのですが、その点についてはどのようにお考えかをお教えてください。

(財務省安掛課長補佐) ありがとうございます。

1点目でございますけれども、まさに競合というところなのですが、特産物というのが、実は各県、全国どこにも同じようなものが特産物とされている実態もあるものでして、例えば果物一つとっても全国どこにも特産地があるというような状況にもあつたりしますので、そういったところから、果たして競合が本当はないのかということころは、地域間の競争みたいなどころがあるのかどうかということころは、全くないとはなかなか言いにくいのかなと思ったりはしているところでございます。

それから、2点目の拡大していないので税務上問題ないのではないかというお話でございますが、実はこの特例だけではなくて、御案内のとおり、様々な酒税の特区の制度がありまして、どぶろく特区と言われるようなものですか、そういったものも含めまして、先ほどあつた百数十件とか二百数十件となつてきますので、そういうふうになりますと、しかも、場所が例えば離島とか地域のはずれのほうにありますと、税務執行コストがかかつたり、もしくは確認がなかなかしづらい場所にあるということになりますと、そこは件数だけで判断しにくい部分もあるのかなと思つておりまして、この特例だけで判断するのどうなのかなと思つたりはしております。

(藤村委員長) そのほか、ございますでしょうか。どうぞ。

(久保委員) 私からも1点だけすみません。

調査の概要の資料なのですが、そちらを拝見していると、特例適用者以外の者による酒類の無免許製造が行われていないか確認すると御指摘があるのですが、これは、一般的に特区でこういった要件が若干緩和されるということがあつたときに、それに便乗してといいますか、無免許でそういうふうな酒類の製造をやるということが一般的に何か見られたりするのですか。

(財務省安掛課長補佐) これは本特例とは直接は関係ないのですが、どぶろく特区というのが平成15年に創設された直後に、そういった懸念が見られるということで調査の対象としたことがありまして、当然ながら無免許製造というは直接酒税法上の罰則につながるものですから、一件たりともあつてはならないわけございまして、そういった点がないように確認するということは本特例におきましても必要であろうと考えておりますので、あつたかどうかという点につきましては、直接の担当の国税庁のほうで執行しておりますので、不明ではありますけれども、そういったことがないことをきちんと確認しておくということは制度所管省庁としては必要であろうと考えておりまして、そういったことがもし把握されるようなことがありますと、大きな弊害であろうと認識しているところでございます。

(久保委員) ありがとうございます。

御指摘のとおりだと思うのですが、酒類の無免許製造が行われていないか確認するとあるのですが、これは実際にどうやって確認をする。つまり、当局からは見えない状態のものをどうやって発見するのかと。

(財務省安掛課長補佐) これは調査の中身のお話になりますので、執行当局のほうと確認

をしなければお答えが難しい部分もあると思うのですが、単純にこと本件に限らず、例えばこういうことでうわさになっていますよとか、こういう話を聞きましたよということ自体は、いろいろありまして、そういった受け身による情報みたいなものがある可能性もありますので、そういった点の真偽のほどを確認するですとか、そういったことによって、きっかけみたいなものは把握することが可能であろうと思いますし、実際に見に行くかどうかというのは、さすがにおっしゃるとおり、全ての国民の皆様方に確認するわけにはいきませんので、そこはやはり効率的な確認の仕方をしながらということだろうと思っております。

(久保委員) 分かりました。ありがとうございます。

(藤村委員長) ありがとうございます。

では、今回お示しいただいた調査内容で調査をしていただいて、また御報告をお願いするということにしたいと思っております。

では、特例措置番号709(710、711)については以上といたします。

「清酒の製造場における製造体験事業(特例措置番号712)」

○特例措置番号712「清酒の製造場における製造体験事業」について、事務局及び関係府省庁より説明がなされた後、委員の質疑応答が行われた。

<事務局説明>

資料2-3 ①、③ に基づき説明を行った。

<関係府省庁説明>

資料2-3 ② に基づき説明を行った。

(藤村委員長) 続きまして、特例措置番号712「清酒の製造場における製造体験事業」について、事務局より説明をお願いいたします。

(曾我参事官) 承知しました。

資料2-3を御覧いただきたいと思っております。

1ページ目でございます。清酒の製造場における製造体験事業特例(措置番号712)、これまでというところに現行法の規定について概要が記載されております。2行目の真ん中あたりから御紹介しますが、既に清酒の製造免許を受けていても、別の製造場で清酒を製造する場合には新たに免許を取得する必要があります。

関係法令としては酒税法でございます。

取り巻く環境の変化ですが、廃校舎や道の駅などを利用した清酒の製造体験場を作ることによって、地方創生や観光振興を図りたいとの要望が既存の酒蔵から出されているというところでは。

黄色い楕円の中に特例措置の内容が記載されております。清酒の製造免許を受けている

者が、その地域の活性化を図ることを目的として、地域の魅力の増進に資する施設において清酒の製造体験を提供する場合には、税務署長の承認により、当該施設内に設ける体験製造場を既存の製造場と一の製造場とみなすという特例でございます。

主な要件としては4つ挙げられております。1つ目が、実施主体が当該特区内において清酒の製造免許を受けていること。2つ目が、清酒の体験製造場が当該特区内に所在する地域の魅力の増進に資する施設内に設置されること。3つ目が、特区認定後に既存の製造場の所在地を所管する税務署長の承認を受けること。4つ目が、一の清酒の製造場につき、一の体験製造場に限ることでございます。

認定件数としましては5件ということで、実例として佐渡市の例について掲載させていただいております。

以上です。

(藤村委員長) どうもありがとうございます。

では、特例措置の所管官庁であります財務省より説明をお願いいたします。先ほどと同じ4点ですね。それから、調査の内容についても御説明をいただきたいと思います。財務省安掛課長補佐) 承知いたしました。先ほどのものと重複いたします点につきましては、少し省略させた形で御説明したいと思っております。

まず、本特例につきましては、先ほどの特例と少し仕組みが異なっておりまして、先ほど申し上げたとおり、お酒の免許というのは製造場ごと、製造品目ごとに免許を取ることになっておりますので、新しい製造場を設けようとする場合にも新しく免許が必要になりまして、その際に、先ほど申し上げた最低製造数量要件ですとか、製造設備だとか、そういったところを確認するという仕組みになっております。

本特例につきましては、既存のもともと免許を有している清酒の製造者が地域の活性化に資するような場所において製造体験をさせたいと思っておられたのですけれども、そこで新たに製造場を設けて、また、最低製造数量基準を満たすほどの製造規模で実施することはなかなか難しいというような声があったことを踏まえて、内閣府から要望があつて措置されたものでございますが、まさに地域の活性化に資するというようなところの観点から、体験製造場を設ける場所を地域の魅力に資するような道の駅ですとか、廃校舎ですとか、そういった文化的な資源として活用されるような場所で実施するということを内閣府のほうで認定していただく必要があるという要件を設けておりますし、また、お酒の酒税の保全という観点からは、既にお酒の免許を受けている者であることによって一定の保全が図られるであろうということと、製造体験を実施しますので、体験料の収入ですとか、そういったものできちんと経営上も安定する仕組みとすることでこういった特例を設けていくこととしたところでございます。

全国展開の見解というところになりますけれども、これも先ほど申し上げた点と共通しておりますので、簡単に申し上げますと、やはり税務執行上、適正な課税の確保が図られているかどうか、酒税の保全上問題がないかどうかといった点につきまして懸念が生じな

いようにしておく必要があるだろうと考えておりますし、また、この件につきましても、内閣府さんからの要望において地域活性化の促進が期待されるような場所で実施していくというところがございますので、そういった効果がきちんと現れているかどうかという点を確認した結果を踏まえて検討していく必要があるだろうと考えております。

それから、調査につきましても、先ほど調査票でお示ししたとおり、先ほどの特例と全く同じでございます、同様の観点から調査を実施してまいりたいと考えております。

少し簡略にしましたが、以上でございます。

(藤村委員長) 分かりました。ありがとうございます。

では、引き続き、事務局より当該特例措置に関わる調査票の説明をお願いいたします。

(曾我参事官) 承知しました。

資料2-3の7ページを御覧いただきたいと思います。

③評価・調査委員会の調査票案という資料でございます。

「3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認すべき点」についてお話をさせていただきます。2項目でございます。1項目が、本特例措置の活用実績、経済的社会的効果（観光入込客数・宿泊数の増加、雇用機会の創出、売上げ拡大等）の発現を確認する。2項目としまして、本特例措置の活用による弊害（納税申告義務、記帳義務の不履行、税務当局の検査や調査による指摘事項等）の発生有無を確認する。こういった内容になっている案でございます。以上でございます。

(藤村委員長) どうもありがとうございます。

では、ただいまの御説明について御質問、御意見がございましたらお願いしたいと思います。どうぞ。

(岩崎委員) 先ほどの例とは違って、今度の案件は所在地の所管の税務署長の承認を受けるということになっているように書かれておりますが、税務署長の承認の前提条件等はそのようになっておりますでしょうか。

(財務省安掛課長補佐) 税務署長の承認を受けるという仕組みは、実は先ほどの特産焼酎も含め、酒税の特例については全て税務署長の承認が必要になっております。すなわち、結果として、免許を取得することとなりますので、そういった免許を受けるという意味での税務署長の承認が全て必要です。ですので、まさに法令上の要件に該当しているかどうかを税務署長が判断いただくというところがございますので、特段ここだけに承認が必要ということ、承認というか、法的効果は少し異なりますけれども、結局、この特例以外は製造免許が許可されるかどうかということの事実上の承認と同じような状態で、本件は新しく免許は必要ないけれども、その場所を製造免許を受けた場所と一体とみなすということの承認ですので、事実上そこで製造が開始できるということと実態上は同じようなことでございますので、そこに当たっての要件というのはあくまで法令上の要件に則って確認するというところがございます。

(岩崎委員) そうしますと、入り口のところで質的コントロールはしているという理解で

よろしいのですか。

(財務省安掛課長補佐) コントロールをしているほどではないということです。

(岩崎委員) 一応実態を確認しているということですね。

(財務省安掛課長補佐) そうということです。

(岩崎委員) 分かりました。

そうすると、税の適正執行ということはそんなに難しくないかと推察されますが、どのようにお考えでしょうか。

(財務省安掛課長補佐) おっしゃるとおり、本件につきましては既存の免許者であるという点がございまして、これまでも税務署とのお付き合いのある方が対象になっておりますので、そういった点では一定の状況の確認ができるという関係にあるのは事実でございますが、他方で、製造する場所自体はまたこれまで免許していた場所とは違うところになりますので、そういった場所について適正に行われているかどうかということを確認しなければならない。単純に確認先が増えるということではありますので、今は5件程度となっておりますけれども、これがたくさん増えてくれば、他の特例と同様に確認する対象が増えてまいりますので、そういった点から、当然ながら税務執行コストがかかっていくとか、確認しなければならない点が増えてくるということが同じでございます。

(藤村委員長) お酒の話になるとついつい興味でいろいろ聞いてしまうのですが。

(財務省安掛課長補佐) 御興味を持っていただくこと自体はありがたいです。

(藤村委員長) 日本酒の製造自体はずっと下がっていますよね。一部、輸出が非常に増えているという部分もありますけれども、全体としては減ってきている。そういう中で、こういう事業を展開していくことがどういう意味を持つのかというのは、どうでしょうね。つまり、日本酒という日本古来の酒をより多くの人に親んでもらう、日本酒の製造量がある程度維持していくために必要なものとして位置づけるのか、あるいはいわゆる人寄せといいますかね。観光の一つの目玉としてこういった事業をやっていくのか。その辺はどのようにお考えですか。

(財務省安掛課長補佐) ここは、制度を所管している立場というのは、酒税の適正な課税という観点が基本になっていくところでございますが、他方でお酒の業界というところも、財務省全体としては、私の部署では直接はございませんけれども、国税庁というところで担当しているという点、それから、地域活性化という観点では、内閣府さんで所管されておられる。そういったそれぞれの所管の観点から、こういった制度が政策効果を発揮して、地域活性化につながる、もしくは酒類業界の活性化につながる、酒類業そのものの振興につながるかと考えておられる点は、制度を持っている側としては理解はしているところでございます。

問題は、そういった政策効果を発揮する手法としてこの手法が果たして本当に適切かどうかとかという点は、引き続き制度所管として確認をしていく必要があると思っておりますが、その立場を少し離れれば、お酒の消費が減少しているとおっしゃっておられたとおり、消

費が減少していく中で、若い方ですとか、もしくは外国から来られる方が日本古来のお酒の製造に触れていただくという点については、観光的な魅力、それから、地域でそういったことを行うことによって生まれるであろう雇用ですとか、産業ですとか、また、めぐりめぐってお酒の消費が増えていくとかということにつながっていくといいなと思っておりますが、そういったところをきちんと定量的に分析をしていった上でこの特例制度を見つめる必要があるのだらうと思っております。

(藤村委員長) 分かりました。ありがとうございます。

それでは、今回お示しいただいた調査内容で調査をいただいて、また後日御報告いただくということで進めたいと思います。

特例措置番号712については以上といたします。どうもありがとうございました。

(財務省退室、農林水産省入室)

「地方競馬における小規模場外設備設置事業（特例措置番号1010）」

○特例措置番号1010「地方競馬における小規模場外設備設置事業」について、事務局及び関係府省庁より説明がなされた後、委員の質疑応答が行われた。

<事務局説明>

資料2-4 ①、③ に基づき説明を行った。

<関係府省庁説明>

資料2-4 ② に基づき説明を行った。

(藤村委員長) 今日はどうもありがとうございます。

特例措置番号1010「地方競馬における小規模場外設備設置事業」について、事務局より説明をお願いいたします。

(曾我参事官) 承知しました。

資料2-4を御覧いただきたいと思います。

私は内閣府参事官の曾我と申します。よろしく申し上げます。

1ページ目のポンチ絵を基に概要を御報告させていただきます。

地方競馬における小規模場外設備設置事業（1010）でございます。

これまでというところに現行法につきまして御紹介の記載がございます。場外馬券発売所の設置については、位置、構造及び設備が基準に適合し、地域社会との調整が十分に行われていることなどの事項について審査を受け、農林水産大臣の承認が必要。

関係法令等といたしましては、競馬法施行規則に基づく告示がございます。

取り巻く環境の変化といたしましては、この記載の1行目の後半あたりからですけれども、振興策として、ミニ場外馬券発売所の設置が望まれているということが挙げられております。

黄色い四角の中に特例措置の内容がございまして、場外馬券発売所の設置に関する審査について、一定の要件が満たされると都道府県知事が書面により確認した場合には、農林水産大臣は設置承認基準を満たしたものとみなすという特例でございまして。

主な要件といたしましては、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ周辺環境と調和しているものと認められる次のような区域の範囲ということで、(1)、(2)、(3)ということで、(1)施設に関する事、(2)運営に関する事、(3)地域社会に関する事という要件がございまして。

認定計画数としましては、令和5年8月末現在で1件ということで、右下に記載がございましてけれども、平成19年7月に認定されました愛知県競馬組合の例がございまして。

以上でございまして。

(藤村委員長) どうもありがとうございます。

では、続きまして、当該特例措置の所管省庁であります農水省より説明をお願いいたします。

(農林水産省水野課長) 概要のほうは説明があったと思っておりますけれども、そもそもこの規制が何で行われているかということをお願いいたしますけれども、競馬法は御案内のとおり、競馬が賭博罪の特例ということに鑑みて、競馬の公正確保を図ることが大前提となっております。そのため、場外馬券発売所というのは、いわゆる胴元が新しい賭場をつくるということと同じでございまして、公正確保の観点から競馬法で第24条の規定に基づく、政令第2条第1項で農林水産大臣の承認に係らしめているということでございまして。

もともと競馬等の公営競技というのは、これまで暴力団等によるノミ行為という問題が生じた歴史があるということも踏まえて、これを防止するという必要性から設けられたというものでございまして。因みに、ノミ行為の防止については、競馬法にはノミ行為に対するいわゆるおとり捜査みたいな規定まであって、これはまさにそこを何とかして防がなくてはならないというのが大前提になっている法律でございまして。

今回の場外馬券場の承認に当たっては、先ほど御説明で申していただいたとおりでございまして、割愛させていただいて、仮にこれを全国に展開した場合に、我々としてはどういった懸念を持っているかということをお願いいたしますけれども、平成18年当時というのはバブルが崩壊した後で、経営者が極めて経営不振に陥っていて、この頃、競馬の売上げというのは、ものすごく下がっていて、この時期にまさに競馬をやめた自治体などもかなりいらっしゃる、そういう時代背景があったということで、何とかして販売チャネルを増やさなくてはならないということがあったというのが一つ事情としてございまして。

ただ、現在はインターネットによる販売が中心になってございまして、これが販売の9割を占めている状況になってございまして。なので、場外馬券場の設置自体を新しくニーズがあるのかと言われると、今、我々のところにはそういった新しいものを作りたいというニーズは聞こえてきておりません。

そういった中で全国展開をするということになったときには、先ほど申し上げたとおり、現在のニーズから考えるとなかなか合っていないのではないかとというのが一つございます。特区でも1例だけにとどまったというのはそういった背景があるのだらうと思っております。

あと、これは新たな点でございますけれども、競馬にかかわらず、公営競技はIRの関係があって、ギャンブル等依存症対策基本法が平成30年につくられて、それに基づく基本計画が閣議決定され、政府は地方公共団体や公共機関と密接に連携を図りつつ、必要な取組を徹底的かつ包括的に講じていくこととされました。要は、ギャンブル依存症対策をしっかりなさというのが一つ我々の新しい命題に入っております。そういった中で、いわゆる特区によって認められたものを、場外発売所が小規模であるといえどもそれを国の関与を少し弱めていくというのは、一方でそういった声がある中でどこまで許容していただけるのかというリスクがあるのではないかと。その辺を我々としては懸念点として思っているところでございます。

そういったことも踏まえて、今回の調査では、まず各地方競馬主催者に対して、今回は愛知県さんですけれども、特区の効果がどのようなものであったのか、あとは、ニーズが今後あるのかどうかという点を調査することはもちろんですけれども、先ほど申し上げたように、やはりこの制度をやろうとしたときに、今、一番課題にもなっておりますギャンブル等依存症対策の関係もどういった懸念があるかどうかということもいろいろお伺いした上で分析していかなくてはならないだらうと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(藤村委員長) どうもありがとうございます。

では、引き続き、事務局より当該特例措置に関わる調査票の説明をお願いいたします。

(曾我参事官) 承知しました。

資料の14ページを御覧いただきたいと思っております。

紙の頭に③評価・調査委員会の調査票案、調査計画の概要という記載がございます。この資料でございます。

「3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認すべき点」というところを御説明させていただきます。5項目挙げられております。1つ目が本特例措置の活用実績(売上げ、訪問者数)。2つ目としまして、小規模場外設備の設置によって採算が取れているか。3つ目としまして、本特例措置の活用により地域活性化につながる経済的社会的効果(名古屋競馬の振興と場外馬券販売所を設置する地域の活性化)が発現しているか。本特例措置が他で利用されない理由、本特例措置の利用促進策といった事項につきまして調査をするという案を御用意いたしました。以上でございます。

(藤村委員長) ありがとうございます。

では、ここから質疑に入っていきたいと思っております。

まず、この名古屋競馬で運営されている場外馬券場ですけれども、先ほどおっしゃった

ように、インターネット経由でも馬券が買えると。そうすると、これをやめたいと思っ
ていらっしやるのかなど。その辺はどうですか。

(農林水産省水野課長) 一つは、恐らく場外馬券場の設置というのは地元調整がかなり大
変になりますので、一回調整した上で作ったものを一回引いてしまうと、多分二度と作れ
なくなるので、そういう観点から、やめるという感じではないのではないかと思います。
ただ、自治体、施行者の中にはやはり売上げがあまり上がらないところについては閉じて
いきたいというお声もありまして、場外馬券場の設置自体も数は減ってきている状況にあ
ります。ピークが平成27年で82か所地方競馬だとありましたけれども、現在は79か所にな
ってございます。18年の頃は65か所でしたので、売上げが落ち込んだときにたく
さん作りたいということで作ってきたのですけれども、比率が先ほど申し上げたように9
割がインターネット販売になっているということもあるので、なかなか場外馬券場を新た
に作ってまでやろうとする方々は少ないです。

ちなみに、売上げの比率も申し上げますと、場外馬券場の総売上げというのは平成20年
当時と比べると、当時はトータルで1900億円ぐらいの売上げが場外でありましたけれども、
現在は820億円になってございますので、半分以下になっております。

(農林水産省植田課長補佐) 補足しますと、当時、平成17、18、19年という時期は、地方
競馬の売上げの中で場外馬券場で売れているものが大きかったのです。割合としては半分
以上を占めておりましたものが現在は1割以下というところなので、そういったところでも
当時と今で少し状況に差があるかと思えます。

(藤村委員長) 今回はミニ場外特区ということですよ。そこは調査票に基づいてお調べ
いただければ、現状がより明確になってくるかなと思います。

(岩崎委員) では、私からよろしいですか。

要件で、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがないという条件が
ついていて、この点については、後ろのほうで動線というか、通学とか救急車の邪魔にな
らないということのみが例示されておりますけれども、それだけですかね。

(農林水産省水野課長) やはり立ち入らない、お子さんにそういった場所に立ち入らない
とか、救急の場合は救急車の動線上それが邪魔にならないことが必須なのですけれども、
やはり文教上は立ち入ってしまうとなかなか情操教育上よくないこともありますので、そ
ういったところも気にしながら当然設置はさせているところでございます。

(岩崎委員) 条例などで文教施設の何キロ圏内には教育上望ましくない施設は建築しない
などの話をよく聞きますが、そのような具体的規制を設けているわけではないのでしょ
うか。

(農林水産省水野課長) 土地の規制は、建築基準法でそもそも一種低層みたいなどころに
は建てられなくなっていますので、基本的にはやはり繁華街にあるようなところとか、物
がないような、要するに高層を作ってもいいようなところ、準工業地帯みたいなどころに
は建てられるのですけれども、文教施設があるようなところには、土地の制約上どうなっ

ているか、そこは微妙ですけれども、競馬法上は規制の対象とはなっています。こちらのほうでは距離の制限とかはあえては立てていないですけれども、そこは地元の同意がどうしても必要になってきますので、地元同意ということでその辺のところは担保しているところでございます。

(岩崎委員) 分かりました。

そうすると、この愛知県の例に関しましては、そういった弊害は特に見られないということですね。

(農林水産省水野課長) そうですね。愛知の場所は学校からは少々離れたところにあるということで、それは問題ないということで設置させていただいているところでございます。

(岩崎委員) 分かりました。

(藤村委員長) そのほか、ございますでしょうか。よろしいですか。

では、今回御提示いただきました調査内容で調査をいただきまして、また後日御報告をいただきたいと思えます。

(農林水産省水野課長) 分かりました。ありがとうございます。

(藤村委員長) 特例措置番号1010については以上といたします。どうもありがとうございます。

(農林水産省退室、文部科学省入室)

「学校設置会社による学校設置事業（特例措置番号 8 1 6）」

○特例措置番号 8 1 6 「学校設置会社による学校設置事業」について、事務局及び関係府省庁より説明がなされた後、委員の質疑応答が行われた。

<事務局説明>

口頭にて説明を行った。

<関係府省庁説明>

資料 2 - 5 ② に基づき説明を行った。

(藤村委員長) では、特例措置番号816「学校設置会社による学校設置事業」について、まずは事務局より説明をお願いいたします。

(曾我参事官) 承知しました。

これまで委員の先生方からいただいている御質問に対する御回答をさせていただきたいと思えます。

矢野補佐、お願いします。

(矢野参事官補佐) 資料は特段用意していませんけれども、申し訳ないです。

私のほうから、岩崎先生より事前に承った御質問で、株立学校における学校種ごとのうまくいっている事例、好事例ですとか成功要因について御質問いただいたところござい

ますので、昨年度の評価において、委員会の調査において認定地方自治体から効果が発現されているという回答につきまして、一部なのですけれども、この場で御紹介させていただきたいと思います。

まず小学校についてなのですけれども、群馬県の玉村町からは、英語イマージョン教育により、より高いレベルでの英語教育を望む児童や保護者のニーズに応じているとか、町内の公立学校との地域連携ですとか交流が図られておりまして、校種の特徴を生かして町全体の英語教育関連事業のさらなる充実や発展に寄与しているという回答がありました。

また、神奈川県相模原市ですけれども、玉村町と同様、英語イマージョン教育により、子供たちや保護者の英語学習の必要性ですとか充実を求めるニーズに応じているとか、この学校は外国籍や帰国子女の方々が数多く在籍しているとのことで、学校生活の中で多様な価値観に触れる機会が多いというような回答もございました。

次に高等学校についてですけれども、埼玉県深谷市からは、不登校児童ですとか高校中退者の受皿として大きな役割を果たしているとの回答もございました。こういった回答なのですけれども、多くの認定自治体の方々からいただいているところでございます。

また、石川県白山市からは、働かざるを得ない勤労社会人に高卒資格取得の機会を提供するなど、多様な学校の選択肢を生み出す株式会社立学校の役割は大きいとの回答もございました。

また、福岡県川崎町からは、地域のボランティア活動に積極的に参加しているため、地元住民との世代間交流も生まれて、生涯学習の場としての役割も担っているという回答もございました。

最後に大学についてでございますが、東京都千代田区からは、これまで実社会と結びつきが弱かった学校教育では実現困難である高度なキャリア教育を充実させることができるというような回答もございました。

また、東京都八王子市からは、市民大学への講座提供による生涯学習の推進とか、シティプロモーション映像の共同制作などの事業連携を図っているというところもございました。高度な専門知識や学生の活力がまちづくりに生かされているという回答をいただいております。

福岡県と福岡市からは、福岡都市圏の大学や産業界、福岡市で構成する産学官のプラットフォームに加盟していただき、地域での産学官連携の取組を進めてもらっているという回答もいただいております。

このような回答があったことから、弊局といたしましては、本特例については、教育上ですとか地方創生の観点から一定の効果があるものと考えております。

なお、恐縮ですが、成功要因の分析までには至っていない状況でございます。

私からは以上です。

(藤村委員長) どうもありがとうございました。

では、続きまして、当該特例措置の所管省庁であります文部科学省より説明をお願いい

たします。

(文部科学省前田企画官) 文部科学省の前田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

ページ番号は、今、画面に表示されておりますけれども、37ページでございますが、前回、5月の評価委員会におきまして、生じている課題や弊害が主として本特例措置に起因するものであるかどうかということについて検証が必要ではないかという御指摘がございました。特に今回、学校経営面の収支状況、定員充足率、廃校率について株立学校と学校法人立学校の比較をお示しして資料をお作りさせていただいております。

その上で、まず1枚目でございますけれども、こちらは文部科学省の調査の概要を改めてお示しさせていただいております。学校数はこちらに書いてある数のとおりでございますけれども、2ポツの調査において見られた主な課題(弊害)でございますが、①の学校経営面といたしまして、高等学校以下は直近5年間で赤字の学校が約25%、過半数の学校で定員充足率が60%未満、制度開始から現在まで、過去20年の間でございますけれども、28校中3校が廃校し、9校は学校法人立化しているという状況でございます。

また、大学につきましては7校中1校で学校廃止、2校で学部の廃止、2校で学校法人立化しておりますけれども、平成20年以降新設校なしという状況が継続しております。

②の教育研究面、高等学校以下を御覧いただきますと、構造改革特別区域外で教育活動にしているということでございます。その他、こちらに記載のとおり、法令違反でございますとか不適切な教育活動の事例が見られているという状況でございます。

また、大学につきましては、学校法人立を含む大学全体の平均約40%の教育研究費の収入に占める割合でございますけれども、株立の場合ですと最大で2割程度であり低いという状況でございます。

③の認定地方公共団体における管理体制(主に高等学校以下)でございますけれども、学校の評価結果の公表、これは特区法上の義務とされておりますけれども、5自治体でそれを行っていない、あるいは14自治体で担当者に教育事務経験者が含まれておらず、適正な指導監督が困難というのが私どもがした調査結果の概要でございます。

次の38ページ以下でございますけれども、先ほど申し上げました①の学校経営面の収支状況、定員充足率、廃校率について比較をしたものを資料でお示ししてございます。

1つ目が定員充足率でございますけれども、委員の先生方に事前にお送りしていただきました資料は少し誤植と申しますか誤記がございまして、株立学校について、資料の下の※の2番目でございますけれども、調査票に回答のあった13校を対象としております。事前にお送りしましたものは11校となっておったと思うのですけれども、改めて私どものほうで資料を見返しましたところ、1つの株立学校が3つの自治体にまたがっておりまして、それぞれに学校を設置しておりますので、定員充足率についてはプラス2校ということで、13校を母数として改めてカウントしてございます。それが今お示しの資料にございますけれども、いずれの年におきましても学校法人立のほうが高いという状況でございます。

次に39ページでございますけれども、収支状況でございます。経常収支差額比率がゼロまたはマイナスとなっている学校の割合は、いずれの年におきましても株式会社立のほうが高いという比較でございます。

前回、学校法人で助成金がないとき、助成金を除いた収支はどうなっているのかという御指摘がございましたけれども、学校法人におきましては私学助成の収入があることを前提に、事業でございますとか教育活動の内容を決定しているということでございますので、私学助成を除いたデータで比較するということはなかなか正確な比較とはならないのではないかとということで、こういうお示し方をしているものでございます。

それから、40ページでございますけれども、廃校率でございます。こちらは平成27年以前のデータを私どもは収集してございませんので、平成28年度の設置済みと令和4年度までに移設された数として、21校を株立学校の母数としております。ウィッツ青山学園事件以降になりますけれども、廃校率は学校法人立に比べまして株式会社立のほうが明らかに高いという状況でございます。継続性、安定性に大きな懸念があると考えております。

41ページでございますけれども、比較のまとめでございますが、株式会社立と学校法人立の広域通信制高校を同条件で比較することは困難ではございますけれども、定員充足率、収支状況はいずれの年も株立学校のほうが悪いという状況でございますし、廃校率については特に株立学校のほうが高いということで、大きな差が見られたということを申し上げます。

株立学校の通信制高校の設置に当たりまして、認定地方公共団体が認可の基準を設定するわけでございますけれども、学校法人の要件よりも低い要件を課すことも可能となっているということで、こうしたこともございまして、経営が悪化した際には、在校生を卒業させるだけの資産がなく突然に廃校に至ってしまう可能性があると思っております。

その具体的な状況が次の42ページ以下でございますけれども、廃校の状況について①というところでございます。株立学校の廃校数は計3校で、過去7年間の廃校率が14.3%に対しまして、学校法人立学校の廃校・通信制課程の廃止ということで、過去7年間の廃校率は0.96%、通信制課程の廃止率だけに絞りますと4.8%というところでございますけれども、いずれも大きな開きや差があると思っております。

次の43ページでございますけれども、具体的な状況でございますが、学校法人立学校の場合、下の赤枠でございますけれども、こうした学校が全ての学校で3年以上前に募集停止を行った上で廃校や通信制課程の廃止を認可しておるという状況に対しまして、株立学校の1つ目の学校でございますけれども、新年度開始の約3週間前に募集停止を措置しているということでございますとか、3つ目の○でございますけれども、留年を含む平成29年度の新2、3年生100名以上が転校、一部行き先未定者となって退学となったというような事例でございます。

また、2つ目の学校でございますけれども、廃校に関する申出が廃校までの期間が4か

月足らずであったということ。また、説明会におきましても、保護者に対してその周知は行わなかったという事例でございます。

最後、3つ目の学校でございますけれども、こちらも廃校までの期間が半年足らず、また、転校、退学・除籍ということになったという状況でございます。

以上が私どもが今回御用意させていただいております資料でございますけれども、続きまして、先生方から事前に御質問いただいたことにつきまして、今この場で併せて御回答させていただければと思います。

まず、岩崎先生から御指摘いただきました、北九州の半導体工場を呼び込む際に、これはTSMCのことだと思いますが、海外から高度人材を積極的に日本に呼び込むという動きがあって、そういった視点のためにインターナショナルスクールの設立を認めていくというような話があるけれども、今回の816はどういう関連があるのかということ、株式会社立の学校も参入する可能性があるのかというような御質問でございます。

まず、インターナショナルスクールでございますけれども、大きく2つございます。いわゆる一条校のインターナショナルスクールがございます。これは軽井沢でございますとか、そういうところは一条校としてインターナショナルスクールを開設しております。また一方で、各種学校であるものも含めて、一条校ではないというものもございます。ですので、本制度を活用し、株式会社がインターナショナルスクールと称する一条校を設置することは可能と考えております。

ただ、海外からいらっしゃる方、高度外国人材につきましては、通常、日本国籍をお持ちになりませんので、就学する義務ということを負っていないものですから、この高度外国人が通うインターナショナルスクールは必ずしも一条校としての認可を受けたものであるという必要がそもそもないところでございます。したがって、本特例措置がインターナショナルスクールの新設に特に促進になるか、あるいは貢献するかということではないのではないかと認識しております。

続きまして、工藤先生から御質問いただいた件でございますけれども、2点ございまして、一つが広域通信制高校設立後、当該学校が適切に運営されているかのモニタリングはどのように行われているのか。また、モニタリングにて問題等を認識した際に、どのような改善を図るようにしているのか。それから、株式会社立だけでなく、それを学校法人立の場合についても併せて示してほしいという御質問をいただいております。

まず、各学校におきましては、株立、学校法人立問わず、法令の規定によりまして学校運営の状況について自己評価を行う必要がございます。また、これも株立、学校法人問わずに、所轄庁により実態に応じた指導監督が行われていると承知しておりまして、都道府県が所轄庁である学校法人立を含む場合には、実態調査・実地調査を行いまして、学校の運営状況を確認し、必要な指導を行っている例も多くあると承知しております。

株立学校の場合には、認定地方公共団体が認可した学校について、適切に指導監督を行い、特区法に基づきまして当該学校の教育面の状況等について毎年度評価を行い、公表し

なければならないとされております。

これに加えて、さらにでございますけれども、平成27年のウィッツ青山学園高等学校における事案を受けまして、文部科学省では平成28年度から広域通信制高等学校を対象に指導監督権限を持つ認定地方公共団体に全面的に協力する形で、関係法令に基づきまして適切な学校運営がなされているかといったことを現地調査により確認する点検調査というものを行っております。この点検調査は株立学校、学校法人立学校にかかわらず実施しておりますけれども、特に株立学校においては全ての学校で、特区域外で教育活動を行う特区法違反など、違法、不適切な教育活動が明らかになっており、それぞれの事案につきましては当該所轄庁へ通知を発し、その状況について改善報告をいただくというのをしております。

以上、文部科学省からの御説明になります。よろしく願いいたします。

(藤村委員長) どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見がございましたら発言をお願いいたします。

どうぞ。

(岩崎委員) 熊本県を想定した高度知的人材に関してのインターナショナルスクールの本制度の適用可能性についての御説明、ありがとうございました。論点は、この例に留まらず、恐らく国内外の教育の個別化、あるいは多様なニーズ、少数のニーズにどのように適応、対応するかということにあるかと思えます。

質問は2つあります。一つ目は、そのような多様、かつ少数のニーズに対して、先ほど事務局から群馬県の玉村や相模原市の英語教育のニーズがあり、また効果があるという紹介がありました。そういった少数のニーズに対して、本制度を教育において適用することについてどのようにお考えでしょうか。

2点目は、先ほどの事務局から一定の効果がある事例の紹介を踏まえてですが、入り口を柔軟にして、その後、例えば認証や査察を行うことで質を維持する、あるいは廃校のさいの救済措置を想定させた上で、本制度を使って多様な保護者のニーズ、子供の状況のニーズに適応させるといったことを株式会社設立に期待することは考えられないのかということですが。

例えば諸外国、フランスなどでホームスクーリングを行う場合、教育の自由は認めながら、視学官などの公的立場の者が実態把握をし、その状況において指導や廃止勧告をすることで一定の教育水準を担保することを制度的に行っている例があります。

今回の特例措置においても、入り口を柔軟とした場合には、制度として、最終的には学校の自己評価とともに、認証団体によるア krediyteshonのような質保証の制度の設計を文科省で考えるという余地はないのかを伺いたく思います。

その2点についてお教えてください。

(藤村委員長) お願いいたします。

(文部科学省前田企画官) まず、玉村学園の評価というお話、多様なニーズへの対応ということがございましたけれども、まず、株立学校の小学校は現在2校でございます。ですので、2校という少ない数字でございますので、特例措置としてどう成功しているかということについて、現時点でなかなか踏み込んだことは言えないわけでございますけれども、その上で、現在設置されております小学校2校については、先ほど事務局からも紹介がありましたように、英語のイマージョン教育に取り組まれていることを承知しております。他方で、昨年度の評価の際に行った調査によりましては、2校とも多くの教員が臨時免許状により勤務していることとございますとか、教員の給与水準が一般の公立学校と比べて非常に低いといったことが判明しておりますので、現時点においては継続的な教育の確保という観点からも引き続き状況の注視が必要であるというのが私どもの認識でございます。

(文部科学省田中参事官) 高校担当参事官の田中と申します。

委員の御指摘について、高校の立場からも御回答を申し上げたいと思います。

まず、委員の問題意識は、株式会社立学校によって一定の効果が出ているということをご前提に入口を緩めて、その上で質保障をするということだと理解しました。

先ほど、内閣府さんから高校について3か所こういった効果が出ているという御説明がありました。それは勤労青年のニーズに答えているとか、あるいは不登校の学びに答えているということでしたけれども、それぞれの学校の御努力、頑張っていることはよいかと思うのですけれども、それが株式会社立学校だからできたことというのと、そうではなく、もともと通信制の学校制度というのは勤労青年のための制度であり、現状、不登校の子たちを多く受け入れているという現状があります。これは全く学校法人立あるいは公立の通信制高校と何ら変わるところではありませんので、株式会社だからこそできたことという認識ではありません。

もう一つ、3校挙げていただきましたが、個別の数字を挙げてしまうと支障があるので申し上げますけれども、3つ挙げていただいたうち、1か所は定員充足率が5%未満です。もう一か所も25%未満です。もう一か所は3分の2ぐらいであると承知しております。先ほど効果を述べていただきましたが、このような定員が充足していない実態があります。それぞれ学校が頑張っていることはあるとしても、経営面など、やはりこの制度の不安定さというところが非常に気になるところでございます。また、もちろん後から質保障をするという考え方もあると思うのですけれども、一方で、学校教育というのはやはり安定的であることが大事だと考えております。現に通信制高校に関しましては、先ほどの3校の廃校事例で250名以上の生徒が転校あるいは退学を余儀なくされました。こういった状況を後から保障するということがよしとは、私どもはとて言えないと考えております。

(藤村委員長) よろしいですか。

そのほか、ございますでしょうか。

今日これはどこまで決めればいいのか。

(曾我参事官) 今回は、816に関しては特に調査票を固めるとかそういった目的はございま

せんので、また引き続き年度末に向けて、前回の5月からの御質問に御回答させていただいたということでございますので。

(藤村委員長) それを中心ということで、分かりました。

少子化の中で学校運営に苦勞しておられるところが多いと伺っています。株式会社立については、私は専門職大学院で長く教えてきましたが、グロービスが経営的にはうまくやっています。ただ、大学基準協会とで行っている認証評価の議論の中では、これでいいのだろうかという意見も出ております。利益を生み出すための手段として学校という形態が適切なのかどうかというのはまたちょっと違うかなとも思います。

それでは、よろしいですか。

今日は文部科学省の皆さん、ありがとうございます。特例措置番号816については以上といたします。どうもありがとうございました。

(文部科学省退室)

3. 閉会

(藤村委員長) 本日の議事は以上なのですが、これでよろしいですか。ほかに何か事務局からございますでしょうか。

(曾我参事官) 特にございません。

(藤村委員長) 分かりました。

では、今日の会議はこれで閉会といたします。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。